様式第１号（第６条関係）別紙２

鳥取市ふるさと移住支援金交付事業に係る個人情報の取扱い

　鳥取県及び鳥取市は、鳥取県が定めるとっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領（令和元年８月５日付第２０１９００１１３１３０号鳥取県交流人口拡大本部長及び鳥取県商工労働部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき行う鳥取市ふるさと移住支援金交付事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。